

評価技術企画ワーキンググループにおける 「評価支援チーム」の構築について

(令和7年1月20日 評価技術企画ワーキンググループ決定)

1. 趣旨

- ・ 食品安全委員会では、「BMD 指針」^{※1}や「(Q)SAR 手引き」^{※2}を策定し、食品健康影響評価において、ベンチマークドーズ法（以下、「BMD 法」という。）や(Q)SAR などの新しい評価技術を活用する取り組みを進めてきた。
 - ※1：「食品健康影響評価におけるベンチマークドーズ法の活用に関する指針」（令和元年10月29日 食品安全委員会決定）
 - ※2：「食品健康影響評価において (Q)SAR を活用して変異原性を評価する場合の手引き」（令和3年2月 評価技術企画ワーキンググループ）
- ・ (Q)SAR については「(Q)SAR 変異原性評価チーム」の専門家が評価の審議に参加しているが、さらなる充実が求められている。BMD 法については対応できる専門家が限られている中で今後の活用が期待されている。これらの技術に限らず新しい評価技術を活用するには評価の透明性、一貫性、信頼性を高める不断の取組が必要である。
- ・ このような状況を踏まえ、評価技術企画ワーキンググループ（以下「WG」という。）が各専門調査会と連携し、新しい評価技術を適切に活用するための体制を強化する。その具体策として、テーマごとに専門家をリスト化した「評価支援チーム」を構築し、運用を進めるものとする。

2. 評価支援チームの構築

- ・ テーマに応じて座長が個別の評価支援チームの構築について WG に諮り、事務局が専門家の名簿を整備する。
- ・ 名簿の整備の際に、評価支援チームの名称及び構成員を定める。

3. 評価支援チームの構成員

- ・ 評価支援チームの構成員は以下のいずれかに該当し、テーマに関する専門性を有する者とする。
 - WG の専門委員
 - WG に属さない専門委員又は外部の者
- ・ 事務局は評価支援チームの名簿を作成し公表する。
- ・ 名簿は少なくとも2年毎に確認し、必要に応じて構成員を追加又は除外する。

4. 評価支援チームの役割

個別の評価支援チームの役割は以下に示す事項を基本とし、これらの活動について年1回程度、WG に共有する。

(1) 各専門調査会等の審議の支援

専門調査会等の座長の要請に応じ、評価支援チームの構成員が以下の取組を実施する。

- ・ 専門調査会等に参加し、評価手法に関して説明し、又は意見を述べる。
- ・ 評価手法の適用等に関して精査を行いその結果を当該専門調査会等に報告する。
- ・ 上記の過程において判断が困難な場合等必要に応じて、評価支援チームの他の構成員を含めて検討する。

(2) 知見等の共有と専門性向上の支援

事務局と連携して、評価支援チームの構成員が以下の取組を実施する。

- ・ 食品健康影響評価に活用するための知見の情報共有、食品健康影響評価に活用した経験の蓄積を行う。また、関連する食品健康影響評価技術研究の研究班、関係学会、研究機関等と連携し、知見の収集を行う。
- ・ 事務局が開催する専門委員等を対象とした勉強会の支援を行う。